

(平成26年10月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

厚生年金関係 13 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万6,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、3万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、3万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万9,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を41万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、41万6,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、31万9,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和26年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8742

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、17万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万2,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、14万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8747

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月21日から同年5月10日まで  
A社に昭和49年8月1日に入社し、平成10年9月19日に退職するまで、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の関連会社であるB社に在籍した複数の同僚（以下「複数の同僚」という。）の証言及び申立人から提出された金銭出納帳から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務し（B社からA社に移籍）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主及び複数の同僚が給与支払方法について「20日締め、25日払い。」と供述しており、B社は平成元年4月21日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年5月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業

安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成元年5月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。